

昭和三十一年十二月十一日提出
質 問 第 二 号

大利根土地改良区の塩害に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年十二月十一日

提出者 小川 豊 明

衆議院議長 益 谷 秀 次 殿

大利根土地改良区の塩害に関する質問主意書

一 本年八月千葉県匝瑳郡の共興、野田、須賀、栄、白浜及び東陽地区における水田の一部に、大利根土地改良区より送水されたかんがい用水に塩分の多量に含有せるものがかん注され、その結果、その地区の水稻に葉鞘変色の障害が発生し、なканずく稔実不良の激じん、地は無收穫の状態で、その総被害面積は約二百町歩に達している。政府は、これについて被害発生状況及び調査を行ったかどうか。

一 塩害の生じた原因については、土地改良事業として最重要施設であるべき吸入取入口の不備と、揚水中の用水の適否試験を全然施行せずして送水した業務上の欠陥より生じたものと断定されており、この点については開設当時指摘されていたにもかかわらず、指導に当つた関係官署の者が絶対安心と保証したといわれる。この行政指導に誤りがないかどうか。

一 この被害に対し、千葉県当局が農業共済組合からの共済金をもつて損害補償を考えている。

塩害によるこれら災害に国としてどのような損害補償が講じ得るか。
右質問する。